

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次

- 公営企業管理規程
- 秋田県企業局組織規程の一部を改正する規程（一・企業局総務課）
- 秋田県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程（二・企業局総務課）
- 秋田県企業局旅費規程の一部を改正する規程（三・企業局総務課）
- 秋田県企業局企業職員服務規程の一部を改正する規程（四・企業局総務課）
- 秋田県企業局行政文書管理規程の一部を改正する規程（五・企業局総務課）

公 営 企 業 管 理 規 程

秋田県企業局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成十五年三月二十八日

秋田県公営企業管理者職務代理者

秋田県企業局長 安 田 幸 男

秋田県公営企業管理規程第一号

秋田県企業局組織規程の一部を改正する規程

秋田県企業局組織規程（昭和三十七年秋田県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第十九条を次のように改める。

（班）

第十九条 第四条及び第十六条に規定する事務所に、当該事務所の所掌事務を分掌させるため、班を置く。

第二十条第一項の表第七号及び第八号を次のように改める。

七	技能主任	課	上司の命を受けて、相当の経験を必要とする自動車の運転業務又は機械操作業務に従
---	------	---	--

八 技能技師 事務所 事する。

第二十条第二項の表第一号を次のように改める。

一	次 長	局	局長を補佐し、局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
---	-----	---	--------------------------------------

第二十条第二項の表第四号及び第五号中「課」を「課 事務所」に改め、同表第六号を削り、同表中第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号及び第十一号を削り、同条第三項中「第二条の二」の下に「及び第十九条」を加え、同条第四項中「の第一号から第九号まで」及び「並びに第二項の表の第十号及び第十一号に掲げる職」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成十五年四月一日から施行する。

（秋田県企業局企業職員給与規程の一部改正）

2 秋田県企業局企業職員給与規程（昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第五号中「主任技師（機械操作）及び技師（機械操作）」を「機械操作に従事する技能主任及び技能技師」に改める。

別表第二の備考中「主任技師（運転）、技師（運転）、主任技師（機械操作）及び技師（機械操作）」を「技能主任及び技能技師」に改める。

別表第四第六号1、第七号1及び2、第八号1、第九号1並びに第十号1中「本局の」を削り、同表の備考一を削り、同表の備考二を同表の備考とする。

別表第六中「本局の」を削り、「、横手発電事務所長、玉川発電事務所次長及び秋田工業用水道事務所次長」を「及び横手発電事務所長」に改め、「、藤里発電事務所次長、鹿角発電事務所次長、秋田発電事務所次長及び横手発電事務所次長」を削る。

（秋田県企業局企業職員安全管理規程の一部改正）

3 秋田県企業局企業職員安全管理規程（昭和五十六年秋田県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「本局の」を削る。

（秋田県公営企業管理者が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部改正）

4 秋田県公営企業管理者が保有する行政文書の公開等に関する規程（昭和六十二年

秋田県公営企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第八号までの規定中、「(当班)」を削る。

様式第九号中「(当班)」を「(当班)」に改める。

様式第十号から様式第十二号までの規定中、「(当班)」を削る。

(秋田県公営企業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正)

5 秋田県公営企業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程(平成十三年秋田県公営企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

様式第二号から様式第十八号までの規定中、「(当班)」を削る。

(経過措置)

6 前二項の規定による改正前のそれぞれの規程に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

秋田県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

秋田県公営企業管理者職務代理者

秋田県企業局長 安 田 幸 男

秋田県公営企業管理規程第二号

秋田県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程

秋田県企業局事務決裁規程(昭和三十七年秋田県公営企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第一条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 本局 組織規程第四条及び第十六条に規定する事務所以外のものをいう。

第三条第二項第十一号中、「局長」を「次長」に改め、「旅行命令」の下に「及び復命」を加え、同項第十二号及び第十六号中、「局長」を「次長」に改める。

第四条第三号中、「旅行命令」の下に「及び復命」を加え、同条第五号中、「局長」を「次長」に改め、同条第八号中、「公文書」を「行政文書」に改める。

第五条第一項第四号中、「班長」を「本局の班長」に改め、「旅行命令」の下に「及び復命」を加え、同項第五号を削り、同項第六号中、「班長」を「職員」に改め、「免除」の下に「(本局の班長以外の職員の年次休暇を除く。)」を加え、同号を同項第五号とし、同項第七号中、「班長」を「本局の班長及び事務所の長」に、「及び休日勤務」を、「休日勤務、宿日直勤務及び特殊勤務」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中、「職員」の下に「及び事務所の長」を加え、同号を同項第七号とし、同項第九号中、「班長」を「職員」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号中、「公文書」を「行政文書」に改め、同号を同項第九号とする。

第五条の二第二号中、「旅行命令」の下に「及び復命」を加え、同条第三号を削り、

同条第四号中「休暇及び職務に専念する義務の免除」を「年次休暇」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「及び休日勤務」を「休日勤務、宿日直勤務及び特殊勤務」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号を削る。

第七条第二項中「局長」を「次長」に改める。

第七条の二の見出し中「班長」を「本局の班長」に改め、同条第一項及び第二項中「班長の」を「本局の班長の」に改める。

第八条第一項第三号中「職員」を「事務所の班長」に改め、「旅行命令」の下に「及び復命」を加え、同項第四号中「休暇」の下に「及び職務に専念する義務の免除

(事務所の班長以外の職員の年次休暇を除く。)」を加え、同項第五号中「職員」を「事務所の班長」に、「及び休日勤務」を「休日勤務、宿日直勤務及び特殊勤務」に改め、同項第六号を削り、同項第七号を第六号とし、第八号から第十一号までを

一号ずつ繰り上げ、同項第十二号中「公文書」を「行政文書」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十三号を同項第十二号とし、同条第二項中「前項第十一号」を「前項第十号」に改める。

第九条第一項中「次長を置く場合にあつては次長が、その他の場合においては事務所の長の指名する職員」を「事務所の班長」に改める。

本則に次の一条を加える。

(事務所の班長が不在の場合の取扱い)

第十条 事務所の班長の専決する事項について、当該班長が不在のときは、事務所の長が決裁するものとする。

附 則

この規程は、平成十五年四月一日から施行する。

秋田県企業局旅費規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

秋田県公営企業管理規程第三号

秋田県公営企業管理者職務代理者

秋田県企業局長 安 田 幸 男

秋田県公営企業管理規程第三号

秋田県企業局旅費規程の一部を改正する規程

秋田県企業局旅費規程(昭和三十七年秋田県公営企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第一条の二中「旅行命令(旅行依頼)簿」を「旅行命令(旅行依頼)簿兼復命管理簿」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式 旅行命令（旅行依頼）簿兼復命管理簿（第1条の2関係）

（A4判）

旅行命令（旅行依頼）簿兼復命管理簿

年 度	所属等	職 氏 名	①
-----	-----	-------	---

命令年月日 復命年月日	決裁権者印	旅行年月日	用 務 状 況		用 務 先 地 ()	泊数	出発・帰着 居住地 発 居住地 着	交通手段 鉄道 航空機 公用車 自動車 同乗 その他	備 考
			用 務	状 況					
・ ・		・ ・ から				泊	居住地 発 居住地 着	鉄道 航空機 公用車 自動車 同乗 その他	旅費別途支給
・ ・		・ ・ から				泊	居住地 発 居住地 着	鉄道 航空機 公用車 自動車 同乗 その他	旅費別途支給
・ ・		・ ・ から				泊	居住地 発 居住地 着	鉄道 航空機 公用車 自動車 同乗 その他	旅費別途支給
・ ・		・ ・ から				泊	居住地 発 居住地 着	鉄道 航空機 公用車 自動車 同乗 その他	旅費別途支給
・ ・		・ ・ から				泊	居住地 発 居住地 着	鉄道 航空機 公用車 自動車 同乗 その他	旅費別途支給
・ ・		・ ・ から				泊	居住地 発 居住地 着	鉄道 航空機 公用車 自動車 同乗 その他	旅費別途支給

記入上の注意
旅行命令等の変更の場合は、「備考」欄に「命令変更」等と朱書きし、変更後の旅行命令等の内容は別行に記入する。

附 則

この規程は、平成十五年四月一日から施行する。

秋田県企業局企業職員服務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

秋田県公営企業管理者職務代理者

秋田県企業局長 安 田 幸 男

秋田県公営企業管理規程第四号

秋田県企業局企業職員服務規程の一部を改正する規程

秋田県企業局企業職員服務規程（昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「本局の」を削る。

第十五条第一項中「復命管理簿に」を「復命管理簿（秋田県企業局旅費規程（昭和三十七年秋田県公営企業管理規程第五号）別記様式を用いるものとする。）に」に改める。

第二十三条の見出し中「種別及び」を削り、「同条中「宿直、日直及び半日直」を「宿直」に、「次の各号に掲げるとおり」を「午後五時十五分から翌日の午前八時三十分まで」に改め、同条各号を削る。

別表中 「復命管理簿」

復命書

様式第 八号

様式第 八号の二」を「復命書

様式第 八号」に改める。

様式第八号を削り、様式第八号の二中 「様式第8号の2 復命書（第15条関係）」

「様式第8号の2 復命書（第15条関係）（A4判）」に

改め、同様式を様式第八号とする。

様式第十四号中

当直種別	(担当名)	職 名

班 名

--	--

職 名

に改める。

「様式第15号 当直日誌（第33条、第34条関係）」

「様式第15号 当直日誌（第33条、第34条関係）（A4判）」に

当直種別	

(担当名)	職 名

班 名	職 名

19時00分	(宿
--------	----

21時00分	23時00分	7時00分	9時00分	11時00分	13時00分	16時00分
(宿直)	(宿直)	(宿直)	(日直)	(日直)	(半日直)	(日直)

19時00分	21時00分	23時00分	7時00分

「様式第17号 公印使用簿（第28条、第34条関係）」

「様式第17号 公印使用簿（第28条、第34条関係）（A4判）」に「担当名」を

「班名」に改める。 「様式第19号 文書発送簿（第34条関係）」

「様式第19号 文書発送簿（第34条関係）（A4判）」に「担当名」を

「班名」に改める。

この規程は、平成十五年四月一日から施行する。

2 この規程による改正後の秋田県企業局企業職員服務規程の規定は、この規程の施行の日以後に命ぜられた出張に係る復命について適用し、同日前に命ぜられた出張に係る復命については、なお従前の例による。

秋田県企業局行政文書管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成十五年三月二十八日

秋田県公営企業管理者職務代理者
秋田県企業局長 安 田 幸 男

秋田県公営企業管理規程第五号

秋田県企業局行政文書管理規程の一部を改正する規程

秋田県企業局行政文書管理規程（平成九年秋田県公営企業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「課の」を「課又は所（以下「課所」という。）の」に、「当該課」を「当該課所」に改め、同条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十二号中「課又は所（以下「課所」という。）」を「課所」に改め、同号を同条第十一号とする。

第九条第四項中「郵便物」の下に「その他送達に要した費用の全部又は一部を支払わなければ受領することができないもの」を加える。

第十一条及び第二十条中「又は担当」を削る。

様式第三号中「班(苗班)」「を」「班」に改める。

様式第三号の二中「班(苗班)由」を「班改」に改める。

様式第五号(2)中

保存期間	永・10・5・2・1	を	決裁区分	甲(所長)
------	------------	---	------	-------

)・乙(班長)

保存期間	永・10・5・2・1	を	班改	を	班	に	改	め	る。
------	------------	---	----	---	---	---	---	---	----

類」を「班改」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成十五年四月一日から施行する。
- 2 この規程による改正前の秋田県企業局行政文書管理規程に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 (862) 8766 FAX (863) 0005
E-mail: matsu-barara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄